

パブリック・コメントに対する市の考え方

NO	該当箇所	基本計画（案）に対する意見	市の考え方	担当課
1	各箇所 1 将来都市像の実現に向けて	<p>若者の視点が政策の具体的な指標、基本事業に入っていない。 産まれてから幼少期、学童期、思春期、青年期と切れ目のない視点で1人の人間を見ていくことが大切である。 リーディングプロジェクトがなくなったことから若者に関する施策が薄くなった感がある。 さまざまな施策に若者に対する視点を設けられるよう、将来都市像の実現に向けてのリード文に若者に関するワードを加筆いただきたい。</p>	<p>若者に対する視点は、施策3-3地域福祉の充実の施策を取り巻く環境変化と課題において、若者支援に言及し、基本事業3-3-2重層的支援体制の整備を重点事項として位置づけ対応していくほか、政策1の各施策において、こどもやこどもを育てる保護者等に対する支援を盛り込むなど、計画内で多岐にわたります。</p> <p>また、基本構想で掲げた人口の変化を踏まえたまちづくり方向性に示す定住人口の維持及び交流人口・関係人口の増加を図る上で、定住意向が固まる前の若い世代に焦点を当てることは、本市にとって重要なものであることから、(1)定住人口の維持及び交流人口・関係人口の増加の①住み続けたいまちづくりにおける「子育て・教育環境の充実」を以下のように改めます。</p> <p>■こども・若者への手厚いサポート 保護者等が安心して子育てができるよう、<u>また、こども・若者の明るい未来を応援するため、子育て・教育環境の充実を図るとともに、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援を行います。</u></p>	政策推進部 政策推進課 こども健康部 子育て支援課 福祉部 共生福祉課
2	1 将来都市像の実現に向けて 基本事業2-5-1	<p>北本市の将来都市像が「緑にかこまれた健康な文化都市」と定められています。 P2 (2) 地域資源を生かしたまちづくり ①都心近郊にある豊かな自然で、 ■自然環境の保全・活用… とあり、現在に至るまでの対応と変わらぬ内容ですが、現状は緑の減少傾向が明確です。 北本市のあげる将来都市像に着実に取り組むためには、今後、さらに「緑の再生」という対策を可能な限り講じることが必要になっている現状であると考えられます。</p>	御意見をいただいた「緑の再生」については、施策2-5-1自然環境の保全・活用において、目指す姿を「生物多様性及び自然環境が適切に保存され、再生・活用されています。」としています。	市民経済部 環境課
3	1 将来都市像の実現に向けて	<p>P3 ②自主財源の確保 「適正な課税業務とふるさと納税の推進による税収の確保」とあるが、本文には「債権管理や滞納整理、申告指導等を適正に行う」とあり、課税だけでなく収税業務も含まれている。課税と収税は一体であるだけでなく、本市においては収税業務のほうに課題が多く、見出しに課税業務だけを記載するのはおかしい。</p>	<p>自主財源の確保については、適切な課税と適切な収納業務が不可欠であることから、<u>「適正な課税・収税業務」に改めます。</u> また、ふるさと納税は税収ではなく寄附金であるため、<u>「ふるさと納税の推進による自主財源の確保」に改めます。</u></p>	政策推進部 政策推進課 総務部 税務課

NO	該当箇所	基本計画（案）に対する意見	市の考え方	担当課
4	施策1-1 成果指標	P11 子育て支援の充実 基準値74.8% ⇒ 目標値75.0% 目標値+0.2%は低すぎるのは。	当該指標は現行計画においても成果指標として設定しており、基準値（令和2年度）74.3%、目標値（令和7年度）75.0%としたところ、令和4年度74.3%、令和5年度71.1%、令和6年度74.8%と、目標値に向けて堅調に推移しています。こうした状況や現在の子育て関連施策の実施状況等を踏まえて設定したものです。一方で、定住人口を維持する上で重要な指標であることや、この指標を達成するための取組も多岐にわたることから、御意見を踏まえて、現行計画と同様、 <u>目標値を基準値から+0.7ポイントの75.5%に改めます。</u>	こども健康部 子育て支援課
5	施策1-1 成果指標	成果指標の「市の子育て支援策が充実していると思う子育て世帯の割合」は、毎年市民のアンケート調査を行うのか。基準値が74.8%で目標値が75.0%で意味があるのか。	当該指標は現行計画においても成果指標として設定しており、基準値（令和2年度）74.3%、目標値（令和7年度）75.0%としたところ、令和4年度74.3%、令和5年度71.1%、令和6年度74.8%と、目標値に向けて堅調に推移しています。こうした状況や現在の子育て関連施策の実施状況等を踏まえて設定したものです。一方で、定住人口を維持する上で重要な指標であることや、この指標を達成するための取組も多岐にわたることから、御意見を踏まえて、第五次後期計画と同様、 <u>目標値を基準値から+0.7ポイントの75.5%に改めます。</u>	こども健康部 子育て支援課
6	施策1-1 施策を取り巻く環境変化と課題	P11 施策を取り巻く環境変化と課題 「保育需要が増加傾向にあること」は第五次計画期間から継続しており、重要な前提条件として記載を残しておくべきではないか。	保育需要は増加傾向にあり、その前提条件を含めた表現として、「保育所等における待機児童を解消すること」と併せて、「多様化する保育ニーズに対応するサービスを提供すること」と記載しています。	こども健康部 保育課
7	施策1-1 施策を取り巻く環境変化と課題	P11 施策を取り巻く環境変化と課題 3つめの○ 「待機児童を解消すること」は、すでに待機児童が発生していないことから「待機児童を発生させないこと」とすべきではないか。	現状において、待機児童が発生していないことから、 <u>「待機児童を発生させないこと」に改めます。</u>	こども健康部 保育課
8	基本事業1-1-2 1-2-1、1-2-2	P12,14 重点事業について、新型コロナが概ね収束したことで3-1-4（感染症予防）が重点から外れたことは理解できるが、それ以外を重点から外れた理由が分からない。特に、1-1-2（子育ての経済的負担の軽減）、1-2-1（保健・福祉・教育の連携の充実）、1-2-2（要配慮家庭への支援の充実）は重点とすべきではないか。	総合振興計画が市の最上位計画に位置付けられていることからも、基本事業に盛り込んだものは、全て力を入れて取り組むことが前提となります。しかしながら、それに充てられる資源は有限ですので、市民ニーズや社会環境の変化に対応するものなど、計画全体の中で特に力を入れてやっていくべきものに対して、その姿勢を示すべく重点事項としています。 子育てやこども・家庭への支援に関する基本事業は多岐にわたるため、その中でも、今後5年間で市がより力を入れて取り組んでいくものを重点事項としています。	政策推進部 政策推進課 こども健康部 子育て支援課 教育部 学校教育課

NO	該当箇所	基本計画（案）に対する意見	市の考え方	担当課
9	基本事業1-1-4	P12 基本事業1-1-4 こどもの居場所づくり 主な取組に「児童育成支援拠点事業」を記載していただきたい。	当該事業は、養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童を対象として、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。こどもの居場所づくりを進めるうえで重要な事業であり、計画期間内の実施に向けて取り組んでいくものであることから、 <u>主な取組に「児童育成支援拠点事業の実施」を加えます。</u>	こども健康部 子育て支援課
10	基本事業1-1-4	指標の「こどもの居場所の数」は、基準値が18か所で目標値がーでは掲載する意味があるのか。本事業に関し、市は今まで施策を実施していない。掲載して大丈夫なのか。	当該指標は、住民や関係団体等の主体的な活動ではありますが、基本事業の目指す姿を実現する上では、地域の社会資源として把握するべきものであるため、指標として設定しています。このため、目標値をーとしていますが、子ども応援ネットワーク会議などを通じて連携を図ることで、施策の成果指標を高めたいと考えています。	こども健康部 子育て支援課
11	施策1-2 成果指標	P13 朝食を食べている子どもの割合 基準値86.5% ⇒ 目標値88.0% これを指標にすることは妥当なのか。この改善は世帯の経済面も含めた環境改善のはず。「朝食取得率から見たアウトリーチ改善率」くらいの指標設定が妥当ではないか。	要配慮家庭への支援においては、生活困窮世帯への生活支援を含め、家庭の状況に合わせたきめ細かな支援が必要です。その上で、こどもが安心・安全に育つことができる家庭環境を測る観点で指標を検討した際に、朝食の摂取は健全な生活の基盤となるものであることから、当該指標により多岐にわたる取組の効果を把握したいと考えています。	こども健康部 健康づくり課 子育て支援課
12	施策1-2 成果指標	P13 成果指標は現行の第五次後期計画の「障がい児福祉サービスの利用充足度」「栄養状態の不良な子どもの割合」の方が適切ではないか（朝食の摂取や障害児通所支援の利用は、現行の第五次後期計画の指標の一部に過ぎない）。	本計画の指標設定については、毎年度数値の取得が可能である指標を設定することとしています。現行計画で指標としていた「障害児福祉サービスの利用充足度」については、3年毎に見直しを行っている障害児福祉計画策定時のアンケートで取得しているものであり、毎年度の数値取得が困難であることから、指標を見直しました。本計画においては、障がい児支援の提供体制の確保等を計画的に進める上で、より適切な指標として、在宅の障がい児がサービスを利用している割合を設定しました。当該指標により、障害児通所支援の利用状況を把握することで、障がいのある児童及び保護者への支援体制の充実に努めてまいります。 また、「栄養状態の不良な子どもの割合」は、栄養状態が不良である基準が不明確であり、不適切な食生活であっても肥満である可能性もあります。加えて、要配慮家庭への支援においては、生活困窮世帯への生活支援を含め、家庭の状況に合わせたきめ細かな支援が必要です。 その上で、こどもが安心・安全に育つことができる家庭環境を測る観点で指標を検討した際に、朝食の摂取は健全な生活の基盤となるものである考え、当該指標がより多岐にわたる取組の効果を把握できるものであると考えています。	福祉部 障がい福祉課 こども健康部 健康づくり課 子育て支援課

NO	該当箇所	基本計画（案）に対する意見	市の考え方	担当課
13	基本事業1-2-1	<p>P14 基本事業1-2-1 保健・福祉・教育の連携</p> <p>現行の第五次後期計画の指標「望む進路を実現することができたと考える障がい児または保護者の割合」は子どもの権利を尊重するうえで極めて重要な内容であり、指標として残すべきではないか。</p>	<p>本計画の基本事業の指標設定については、具体的な取組や活動の成果、状況を示す「アウトプット指標」を設定することとしており、また、毎年度数値の取得が可能である指標を設定しています。現行計画で指標としていた「望む進路を実現することができたと考える障がい児または保護者の割合」については、3年毎に見直しを行っている障害児福祉計画策定時のアンケートで取得しているものであり、すべての支援を必要とするこどもについての指標ではないこと、具体的な取組等ではないこと、毎年度の数値取得が困難であること等から、指標を見直しました。</p> <p>当該基本事業の目指す姿は「支援を必要とするこどもへの乳幼児期から学齢期までの切れ目ない支援体制が整っていること」であることから、これを実現するため、子ども家庭総合支援会議の開催回数等を指標として設定しています。</p> <p>なお、「望む進路を実現することができたと考える障がい児または保護者の割合」については、障害児福祉計画策定にあたり実施するアンケート調査において引き続き把握してまいります。</p>	<p>福祉部 障がい福祉課</p> <p>こども健康部 子育て支援課</p>
14	基本事業1-2-3 、1-1-3、2-2-2 、2-2-3	<p>基本事業1-2-3 障がい児福祉サービスの充実の医療的ケア児とその家族への支援について意見を申し上げます。医療的ケア児支援法が施行され4年目に入ろうとしております。私は5年前より医療的ケア児が通える保育園を市にお願い申し上げてますが、今日まで実施されずに来ております。来年は小学校になります。難しい課題は承知しております。しかしながら北本市以外の市町村は早いところで2年、平均して3年位で通園できるように動かれております。後に続く方々のためにも何年度までに実施とか計画は立てられるのでしょうか。</p> <p>医療的支援法は国・地方公共団体の責務となっております。この法律を理解出来ている行政と出来ていない行政で差が出て来ております。当事者にしては同じ法律の下で地域格差の不公平という不利益を受ける事になっております。</p> <p>会議だけで終わらず早く実行される政策を強く望みます。</p> <p>計画とはそれるかもしれません、医療的ケア児や在宅医療されている方々の避難所として医療型福祉避難所を考えて頂ければと担当課に相談したところ、担当部署にもかかわらず意見もそこそこ福祉事業所に相談されてはと話しをすり替えられました。</p>	<p>市では、現在、公立保育所において医療的ケア児を受け入れるための準備を進めており、新たに専門知識を有する看護師を任用し、医療的ケア児の受入れに関する具体的なガイドラインの作成に着手するとともに、公立保育所の保育士による先進地の視察や各種研修の受講を進めております。</p> <p>令和7年度末にガイドラインを策定するとともに令和8年度に当該ガイドラインに基づき保育所に入所希望のある医療的ケア児について保育所における医療的ケアの実施の可否に係る審査を実施し、令和9年度から受入れを開始することを目標に体制の構築を進めておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。</p> <p>また、避難所については、基本事業2-2-2災害時の支援体制の充実において、福祉避難所の充実を設定するとともに2-2-3地域防災力の向上において、避難行動要支援者制度の推進を設定しておりますので、その取り組みの中で、個別避難計画等の作成を通じて要配慮者の意向や地域の実情を踏まえつつ、避難先になる福祉施設等と受入れ対象者とのマッチングに努めます。</p>	<p>こども健康部 保育課</p> <p>市民経済部 くらし安全課</p>

NO	該当箇所	基本計画（案）に対する意見	市の考え方	担当課
15	施策1-3、1-1 施策を取り巻く環境変化と課題	<p>P15 施策を取り巻く環境変化と課題</p> <p>現行の第五次後期計画に記載のあった「妊産婦や乳幼児の生活の質の向上と、良好な生育環境の実現を図ること」、「市内及び近隣市で分娩取扱医療機関が減少している」は、特に後者は改善が困難なことは分かるが非常に重要な内容であり、残すべきではないか。現行計画から環境が変化していないとしても、改善もされておらず、引き続き対応すべき課題であることは間違いない。</p>	<p>現行計画に記載の「妊産婦や乳幼児の生活の質の向上と、良好な生育環境の実現を図ること」については、引き続き対応すべき課題であるとともに、国が令和4年に閣議決定したこども大綱の内容を考慮する必要があることから、施策1-1子育て支援の充実 の施策を取り巻く環境変化と課題に以下を追加します。</p> <p>○こどもの成長段階に対応した切れ目のない支援と良好な成育環境の充実を図ることが求められています。</p> <p>また、「市内及び近隣市で分娩取扱医療機関が減少している」ことについては、現状を踏まえ、引き続き対応すべき課題であるため、当該内容を施策1-3母子保健とこどもに関する医療の充実 の施策を取り巻く環境変化と課題に以下を追加します。</p> <p>○市内及び近隣市で分娩医療機関が少ない状況が続いている。</p>	こども健康部 健康づくり課
16	施策1-4 成果指標	<p>P17 平均正答率が県を上回った教科の割合 基準値71.4% ⇒ 目標値80.0%</p> <p>学校教育の充実は、画一的なものではなく一人一人の個性を伸ばしていくことだと思う。埼玉県下他校との競争原理の下で、画一的な詰め込み教育を感じる。削除するのが妥当と思う。</p>	<p>今日の学校教育は、児童生徒に寄り添いながら一人ひとりの理解度や進度、個に応じた学習に取り組んでいます。また、学力や学習意欲を確実に伸ばすとともに、豊かな心を育むことも重要であることから、基本事業に盛り込み対応していくこととしています。</p> <p>当該指標を施策の成果指標として設定する目的は、他市町と本市を比較検証することではなく、施策や事業の実施によって生じた効果や成果を測り、本市の今後の学校教育の更なる充実を見据え、改善を図るためです。なお、基礎的な学力向上を目指すことは、義務教育における目的の一つであることから、当該指標を学校教育の充実度を測る指標の一つとしたいと考えています。</p>	教育部 学校教育課
17	基本事業1-4-1	<p>P18 基本事業 1-4-1 確かな学力の育成</p> <p>指標は現行の第五次後期計画と同様に、児童生徒全体の学力に関するものとすべきではないか。</p> <p>スクール・サポート・スタッフや学力向上支援員の活用は、学習・指導の個別対応のみならず教員の負担軽減にも重要であることから、記載すべきではないか。</p>	<p>基本事業の指標は、具体的な取組や活動の成果、状況を示す「アウトプット指標」を設定することとしたため、より適切な指標へ見直しを行いました。なお、学力に関する指標は、基本事業の指標の達成がもたらす効果を示す「アウトカム指標」として「平均正答率が県を上回った教科の割合」を施策の成果指標に設定しました。</p> <p>また、スクール・サポート・スタッフや学力向上支援員の活用は、学習・指導の個別対応のみならず教員の負担軽減にも重要ではありますが、当該基本事業に盛り込む内容を“主な取組”に限定しているため、個別計画や事務事業を実施する中で対応してまいります。</p>	教育部 学校教育課

NO	該当箇所	基本計画（案）に対する意見	市の考え方	担当課
18	基本事業1-4-2	<p>1-4-2 豊かな心と健やかな体の育成 主な取組に、"環境教育の推進"を追加してください。</p> <p>北本市の自然資源を将来の世代に継承するためには、北本市が誇る雑木林や河川環境などの緑の価値を環境教育の推進によって、子ども世代から浸透させていく必要があると思います。環境教育は、体験活動により命の大切さや豊かな心を育むのにはうってつけだと思っています。</p> <p>指標には、中央緑地での観察会やボランティア、自然観察公園での学習、農業体験などの参加人数等が想定できると思います。</p>	<p>命の大切さや豊かな心を育むためには、環境教育も重要な取組の一つであると考えます。こうした取組は、総合的な学習の時間などを活用した「体験活動等」を通して学ぶことから、環境教育についても事務事業を実施する中で対応いたします。</p>	教育部 学校教育課
19	基本事業1-5-4	<p>1-5-4 指標 巡回指導回数、巡回指導参加人数 が設けられている 施策を取り巻く環境変化と課題には、青少年が関わる犯罪は、いじめやインターネットによる人権侵害など複雑化・多様化しており、誰もが被害者あるいは加害者になる可能性があります。と記載されているのに指標の立て方が課題に向き合っていない。</p>	<p>青少年を取り巻く課題の多様化に対応するため、これまでの巡回指導の成果を踏まえ、今後は青少年問題協議会等において、いじめやネットトラブルなど現代的課題への啓発や対応方策を協議していくこととしています。</p> <p>このため、<u>「巡回指導回数」「巡回指導参加人数」を指標から削除</u>します。</p>	教育部 生涯学習課
20	施策1-6 施策を取り巻く環境変化と課題	<p>P21 施策を取り巻く環境変化と課題 1つめの○ 子ども基本法第11条で子ども施策に対する子ども等の意見の反映が義務化されていることは極めて重要な変化であり、子どもの権利条例を制定した本市にとって特に重要な取り組みである。明記していただきたい。</p>	<p>子ども基本法第11条では、「地方公共団体は、子ども等の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。」とされています。御指摘のとおり、法律の趣旨を踏まえ、施策を取り巻く環境変化と課題において、「子どもの主体的な意見表明や社会参加を促進していくとともに、子どもの意見を反映させるための取組が求められています。」に改めます。</p>	子ども健康部 子育て支援課
21	基本事業1-6-2	<p>P22 基本事業 1-6-2 子どもの意見表明・社会参加の機会の確保 主な取組として「子どもが意見を表明できる会議の実施」とあるが、会議しか意見表明の場がないように見える。子ども家庭庁の通知（『子ども基本法に基づく子ども施策の策定等への子どもの意見の反映について』令和4年1月14日付け事務連絡）を参考に、この事業の記述を充実していただきたい。</p>	<p>ご指摘いただきましたとおり、子どもの意見表明・社会参加の機会の確保のための手法については、会議だけでなく、さまざまな手法が想定されるため、<u>主な取組に「子どもを対象としたアンケートの実施」「子どもの権利委員会への子どもの参加」を加えます。</u></p>	子ども健康部 子育て支援課

NO	該当箇所	基本計画（案）に対する意見	市の考え方	担当課
22	基本事業2-1-1	<p>北本駅東口ロータリーの使い方について、タクシー、企業の送迎バス、循環バスが増え、駅前のロータリー部分の乗降部分が非常に混雑する状況になっています。市民の送迎用乗用車は中央部分の5台ではまかないきれず、バスの駐車マスは一般の送迎用の停車は禁止になっていますが、バスが来る数分前から使えないよう表示したら有効に混乱がなく出来るのになぜ対応しないのでしょうか？</p> <p>以前市議会議員に相談もさせて頂きましたが実現出来なかった。システムを理解できなかったと思うので私が説明できる機会を頂ければ幸いです。</p>	<p>北本駅東口ロータリー内の駅舎寄りスペースについては、定期路線バスやタクシーが随時発着しているため、一般車との相互利用は接触事故等の危険性が高く、利用者の安全を第一に考えた対応が必要です。</p> <p>皆様から様々御意見をいただいておりますが、ご理解賜りますようお願いいたします。</p>	都市整備部 建設課
23	基本事業2-1-2	<p>東中央通り（市道13号線）の整備計画を昭和29年に決定し、高崎線や中山道、17号が南北に配置され、東西に配置されているのが中央通りです、西中央通りは完成され沿道商店街も整備されて宵祭り等のイベントも盛んに開催されていますが、東大通りは整備が遅れ、令和2年～令和4年に東間通りまでしか進んでいません。東中央通りは中丸小学校の通学路で7：30～8：30までスクールゾーンに指定し、車の通行を規制しています。PTAのお母様お父様が7：30～8：00までA型バリカーを設置して子供さんの安全のため自動車の通行を遮断しています。</p> <p>7：55～8：00には登校時間も終わり、PTAのお母様お父様は自動車の通行を遮断してたバリカーを撤去するため、あたかも通行解除されたかの様に車は北本駅に向かい、又、駅から自宅へと通っているのが実情です。交通規則では8：30まで通れないのですが実際には通っています。交通違反についてではなく、昨年、勤労福祉センターで第六次総合振興計画基本構想案の説明会に参加して質問した時には、道路整備が遅れている事もあり、市でも計画を見直し早急に実施したいと考えています。との回答だったため、進捗状況をお知らせ下さい。宜しくお願いします。</p>	<p>中央通線は、仲仙道から国道17号までの延長約640mの都市計画道路で、令和4年度にⅠ期区間である仲仙道からあずま通りまでの延長約340mについて整備が完了しました。令和6年度よりⅡ期区間であるあずま通りから国道17号までの延長約300mの区間の早期整備を目的に、幅員と線形の見直し計画について埼玉県と協議しているところです。</p> <p>また、令和8年度に都市計画変更を予定しており、現在、必要な図書の作成等を進めているところです。</p>	都市整備部 都市計画課 建設課
24	基本事業2-1-2	<p>2-1-2都市計画道路の整備促進について、中央通線の用地取得率の目標が13.3%となっているが、これは低すぎると考える。中央通線の拡幅は市内交通の円滑化、通学路の安全、東口駅前商業エリアの活性化に必須であり、より早期に達成すべき事業と考える。都市計画マスターplanにおいて「優先的」に進めるとしているのであるから、より大きな目標を設定し、これに基づいて精力的に事業進捗を図るべきである。低い目標値では、真に「優先的」に事業の進捗が行われるとは思えない。</p>	<p>当該指標については、今後着手予定のⅡ期区間（あずま通りから国道17号まで）の用地取得率を指標としたものです。目標値として設定した13.3%は、現在の予算規模から想定される年度当たりの用地取得件数を基に、令和12年度時点での用地取得件数をⅡ期区間全体の想定用地取得件数で割り算定したものです。道路整備に充てられる財源には限りがあるため、物価高騰の状況や市全体の状況を踏まえながら整備を進めてまいります。</p>	都市整備部 都市計画課 建設課

NO	該当箇所	基本計画（案）に対する意見	市の考え方	担当課
25	基本事業2-1-3	P26 基本事業 2-1-3 公共下水道（汚水）の整備 指標としてマンホールの耐震化数はあるが管渠については記載がない。管渠のテレビカメラによる点検の進捗率などを指標に加えてはどうか。	本市では、主要幹線から下水道施設の耐震診断を行っています。これまでの耐震診断の結果、管渠は耐震性において許容値内であり、マンホールは耐震性において許容値を超える箇所があったため、「マンホールの耐震化数」を指標として設定しています。 また、テレビカメラ調査をはじめとした点検については、目視や不明水量の増加など、異常を発見した際に順次対応しているため、指標にはなじまないものと考えています。主な取組の「公共下水道（汚水）の敷設・維持管理」に含むものとして対応してまいります。	都市整備部 建設課
26	基本事業2-3-1	P30 基本事業 2-3-1 市内公共交通の確保 目指す姿は「市内の交通手段が確保され」と、事業名と異なっている。「公共交通」の確保と「交通手段」の確保を書き分けているが、交通手段は公共交通に限られないことから「交通手段」で統一すべきではないか。	基本事業における目指す姿は、市民目線での状態を示す表現に統一しており、交通手段には、個人が使用する自家用車や徒歩などの移動手段を含むものと捉え、「交通手段が確保され、円滑に移動できる」状態を目指す姿としております。市としてこの目指す姿を実現するためには、不特定多数の人が利用できる乗り物やシステムなどを指す公共交通を確保することが重要であることから、基本事業名を「市内公共交通の確保」とし、重点事項としています。	市民経済部 くらし安全課
27	基本事業2-3-4	P30 基本事業 2-3-4 交通安全施設・防犯環境の整備充実 現行の第五次後期計画で指標として設定していた「防犯設備（防犯カメラ等）の整備件数」は引き続き重要であり、残すべきではないか。	基本事業2-3-4交通安全施設・防犯環境の整備充実において、主な取組に「防犯カメラの整備促進」を盛り込み、防犯カメラの整備件数を含む指標として「防犯設備の整備件数」を設定しています。 防犯環境の整備充実において、防犯カメラを整備することは重要であり、よりわかりやすい表現とするため、現行計画と同様に <u>「防犯設備（防犯カメラ等）の整備件数」に改めます。</u>	市民経済部 くらし安全課
28	基本事業2-4-2	P32 基本事業 2-4-2 公園の整備充実と緑地の保全・活用 指標として「中央緑地の供用率」が挙げられているが、「市全体の緑被率、市街化区域の緑被率」（緑の基本計画では市全体 50%、市街化区域 25%）とすべきではないか。	本計画の指標設定においては、毎年度数値が取得できる指標を設定しています。「市全体の緑被率、市街化区域の緑被率」は、把握している最新の数値が平成29年に北本市緑の基本計画の見直しを行った際に取得した数値であり、毎年取得可能な指標として、中央緑地の供用率を設定しています。 なお、総合振興計画審議会での意見を踏まえ、緑被率については、市の重要な資源を表すものとして、冒頭の1将来都市像の実現に向けて(2)地域資源を活かしたまちづくりの中に以下のように追加します。 ■自然環境の保全・活用 本市の豊かな自然環境を保全し、 <u>緑被率が高いことにより象徴される「緑」</u> をはじめ、…	都市整備部 都市計画課 市民経済部 環境課

NO	該当箇所	基本計画（案）に対する意見	市の考え方	担当課
	※No.29~32	<p>本計画書には「住み続けたいまちづくり」に、本市の特長として「街なかに貴重な緑を残す自然環境の良さや災害への強さなどが挙げられる」と述べられています。それに対し参考資料3の本計画基本構想には、「事業化された上尾道路（上尾バイパス）については、道路整備の進捗に応じて、沿道サービス施設や流通業務施設等の誘導を図る」とあり、違和感があります。また、土地利用構想には「自然環境と生活環境の調和のとれた計画的な土地利用」を謳っているにも関わらず上尾道路西側エリアでは環境保全交流ゾーンと沿道サービスゾーンが重なり、「事業化された上尾道路（上尾バイパス）については、道路整備の進捗に応じて、沿道サービス施設や流通業務施設等の誘導を図る」とあります。西側エリアは、環境保全交流ゾーンとしての機能を最大限発揮させるべきです。さらには4車線道路の建設によりやむを得ず喪失する自然環境がある場合には代替地となる土地の再生が必要と考えます。</p> <p>そこで当該前期基本計画（案）において、以下の変更・追加を要望します。</p>		市民経済部 環境課
29	施策2-4 施策を取り巻く環境変化と課題 基本事業2-5-1	<p>(P31) 施策2-4 ○施策を取り巻く環境変化と課題の最初の項の、「…自然環境を市民共有の財産・まちづくりの資源として、<u>整備・保全・活用</u>に取り組んでいくこととしています。」を、「…～<u>整備・保全・再生・活用</u>～」に変更する。</p> <p>同、第4項の「…自然の景観や環境への配慮が必要です。」ではなく、「…自然の景観や環境が変わらないようにし、やむを得ず変化が起こる場合は再生できる方策をとる。」に変更する。</p>	<p>「…自然環境を市民共有の財産・まちづくりの資源として、整備・保全・活用に取り組んでいくこととしています。」としている部分は、北本市都市マスターplanにおいて取り組んでいくこととしている内容に言及したものです。</p> <p>また、「…自然の景観や環境への配慮が必要です。」としている部分については、現行の法律や制度のもとで必ずしも自然の景観や環境が変わらないようにすることはできないため、このような表現としています。</p> <p>なお、自然環境の「再生」については、基本事業2-5-1自然環境の保全・活用において、目指す姿を「自然環境が適切に保存され、再生・活用されています」としています。</p>	都市整備部 都市計画課 建設課
30	施策2-5 施策の目指す姿 基本事業2-5-1	<p>(P33) 施策2-5「施策の目指す姿」に「環境保全交流ゾーンに隣接して整備される上尾道路建設にあたっては、地域資源である里山林・谷津・文化財を最大限保全し、やむを得ず喪失する際は、再生する。道路沿いは森林セラピーロードがある街として誇れる緑道の整備を行う」を追加する。</p>	<p>御提案いただいた内容は個別・具体的な事項として、事務事業を実施する中で検討してまいります。</p> <p>なお、上尾道路の整備にあたっては、施策を取り巻く環境変化と課題において、「関係機関との連携を密にし、周辺に広がる豊かな自然環境との調和を図ることが重要です」とし、自然環境の「再生」については、基本事業2-5-1自然環境の保全・活用において、目指す姿を「自然環境が適切に保存され、再生・活用されています」としており、施策の目指す姿に記載したように、自然と共に存するまちの実現に向けて、緑豊かな自然との共生や生物多様性の保全を進めてまいります。</p>	市民経済部 環境課

NO	該当箇所	基本計画（案）に対する意見	市の考え方	担当課
31	基本事業2-5-1	(P34) 基本事業の2-5-1「自然環境の保全・活用」を「自然環境の保全・再生・活用」に変更し、主な取組欄に「北本市生物多様性地域戦略」の策定を追加し、指標欄に「雑木林・屋敷林の保全・再生面積、谷津の保全・再生面積及び森林セラピーロードの延長距離」を追加する。	当該基本事業の名称は、基本構想における「政策の大綱」で定めた「自然を保全・活用し、」という表現を引用しています。「再生」については、この基本構想の内容を具体化し、当該基本事業の目指す姿において、「生物多様性及び自然環境が適切に保存され、再生・活用されています。」として、明記しています。なお、「北本市生物多様性地域戦略」の策定については、個別・具体的な事項として、事務事業を実施する中で検討してまいります。また、本計画の指標設定においては、毎年度数値が取得できる指標を設定しており、「雑木林・屋敷林・谷津の保全・再生面積」については、毎年度の数値取得が困難であるとともに、森林セラピーロードについては、現在延伸を予定していないため、指標には明記しないこととします。	都市整備部 都市計画課 建設課
32	施策4-1 施策の目指す姿	(P51) 施策4-1「シティプロモーションの推進」の施策の目指す姿に「まちの魅力を地域資源である自然と農地・文化財などにより創出し、市内外に向けた～」に追加・変更する。	まちの魅力は多種多様であるため、目指す姿において御提案のような限定的な例示をせず、社会環境の変化や時代のニーズに柔軟に対応できるよう様々な可能性を視野に入れたいと考えています。	政策推進部 市長公室
33	政策1 基本事業2-5-1 、1-1-4	政策1 こどもの成長支えるまち 内容に具体性はなくこれからなのかなと思いますが、みどりの文言が入っているのでそこは具体化してほしいです。また、現在私は小学生の子を持つ親ですが、学童のキャバオーバーの問題を市に相談した際、民間があると言われたのですが、問題の解決は学童に入ることではなく、北本のうさぎっ子が素晴らしい学童を行っているので子供をいれたいけど、敷地が狭いということなのに、なんとかという決まりで新しい建築が難しいというルールがあるという説明でした。はたしてそれがこどもの成長を支えるまちなのか、日本一の子育てを目指しているのか、疑問でした。子育てを最優先に考えるのであれば、もう少し柔軟なアイデア、増築なのか学校のスペースなのか、いろいろ話し合う姿勢を示すだけでも違うのではないかでしょうか。子どもの住みたいまちを行政、学校、親、子供も混ぜて委員会を作り議論をぜひやってほしいです。	こどもの成長を支えるまちにおける“みどり”的具体化については、こどもたちが、豊かなみどりの中でのびのびと育つ環境となるよう、2-5-1の自然環境の保全・活用などの基本事業を通して取組を進めるとともに、個別の事務事業を実施する中で検討してまいります。 併せて、子どもたちが安心・安全な放課後を過ごせる環境を整備することも重要であることから、1-1-4のこどもの居場所づくりの基本事業を通して、放課後児童クラブの充実及び学童保育室の環境整備に努めてまいります。 また、子ども・子育て会議等からご意見をいただき等、引き続き、地域団体や市民の皆様から意見をいただきつつ、協議を進めてまいります。	こども健康部 子育て支援課 市民経済部 環境課

NO	該当箇所	基本計画（案）に対する意見	市の考え方	担当課
34	基本事業2-5-1	<p>2-5-1自然環境の保全・活用</p> <p>自然環境の保全に直結する指標がないのが残念です。今の北本市は、年々雑木林や屋敷林等の自然環境が消滅しています。北本市にとって、自然環境の保全は最も重要な取組のはずなので、自然環境保全に関する指標を入れてください。例えば、市民緑地の面積や件数、公有地化された雑木林の面積、保存樹木や保存樹林の件数などが考えられると思います。</p> <p>ふるさと納税や森林環境譲与税を活用して、雑木林の公有地化等の保全や生物多様性の向上に努めていただきたいと思います。</p>	<p>中央緑地は、武蔵野の面影を残すとともに、JR高崎線沿線で唯一残されている雑木林で本市を象徴する緑地であることから、公園の整備充実と緑地の保全・活用の指標として「中央緑地の供用率」を設定しました。</p> <p>また、森林環境譲与税については、中央緑地や市民緑地の維持管理に活用し、緑地の保全と適切な管理に努めています。</p> <p>引き続き、事務事業を検討する中で、ふるさと納税や森林環境譲与税の活用を検討してまいります。</p>	<p>都市整備部 都市計画課</p> <p>市民経済部 環境課</p>
35	基本事業2-5-2	<p>P34 基本事業 2-5-2 脱炭素社会・循環型社会に向けた取組の推進</p> <p>温室効果ガス排出削減目標に直結する数値（市役所の排出量だけでなく市全体の排出量）を指標とすべきではないか。</p>	<p>市全体の温室効果ガスの排出量は、市役所の温室効果ガスの排出量の抑制をはじめとした基本事業の指標の達成がもたらす結果として施策の成果指標に設定しています。</p>	<p>市民経済部 環境課</p>
36	<p>施策2-5 施策を取り巻く環境変化と課題</p> <p>施策2-6 施策の目指す姿</p>	<p>P 33 施策2-5 環境に優しいまちづくりの推進 ○施策を取り巻く環境変化と課題で、「…上尾道路の整備にあたっては、関係機関と連携を密にして、周辺に広がる豊かな自然環境との調和を図ることが重要です。」とあります。土地利用構想図で上尾道路Ⅱ期工事区間の事業化を確認すると、「沿道サービスエリア」と示された活用方法になっています。この地域（特に西側）は、北本自然観察公園とその隣接区域、緑のトラスト8号地、北袋トンボ池周辺地区など、多くの市民が緑を感じて親しまれている自然環境エリアです。</p> <p>以上のことから、この地域（全部または一部分）の活用法「沿道サービスエリア」を取り消し、変更の必要があると思われます。</p> <p>道路が自然環境に与える影響の対策としては、これを機会とした緑とふれあえるエリアの創出を道路工事関係者と検討、実施する方向で取り組みが必要と考えます。</p> <p>自治体によっては、緑を明確にして「緑の基本計画」を策定し緑の都市づくりに取り組んでいます（例：千葉県東金市など）。</p> <p>…緑にかこまれた…と明言している北本市でも積極的な対応が希望されます。</p>	<p>事業化された上尾道路については、基本構想の土地利用構想において、沿道サービスゾーンとして位置付け、道路整備の進捗に応じて、沿道サービス施設や流通業務施設等の誘導を図ることを土地利用の方向性として定めています。</p> <p>一方で、御指摘のとおり、環境への配慮が必要であることから、施策2-5環境に優しいまちづくりの推進の施策を取り巻く環境変化と課題において、「今後、予定されている上尾道路の整備にあたっては、関係機関との連携を密にし、周辺に広がる豊かな自然環境との調和を図ることが重要です」と記載しています。</p> <p>施策2-6において、「自然環境と生活環境の調和の取れた計画的な土地利用を推進すること」を目指す姿としていることからも、バランスのとれた土地利用を推進してまいります。</p>	

NO	該当箇所	基本計画（案）に対する意見	市の考え方	担当課
37	施策2-6、2-5 施策を取り巻く環境変化と課題	施策2-6 施策を取り巻く環境変化と課題 市の西部地域の特長である豊かな自然環境を損なうことのないよう、無秩序な開発とならないよう、自然への配慮等の文言が入るとよいと思います。また、開発の際には緑地帯の設置や景観への配慮などへの支援も必要です。	当該施策においては、「自然環境と生活環境の調和の取れた計画的な土地利用を推進すること」を目指す姿としており、「自然環境と生活環境の調和のとれたまちづくりができるていると思う市民の割合」を施策の成果指標としています。なお、環境への配慮等の文言は、施策2-5環境に優しいまちづくりの推進の中で「今後予定されている上尾道路の整備にあたっては、関係機関との連携を密にし、周辺に広がる豊かな自然環境との調和を図ることが重要です」と記載しています。このような記載を通してバランスのとれた土地利用を推進してまいります。	都市整備部 都市計画課 建設課
38	基本事業2-6-3 施策2-5 施策を取り巻く環境変化と課題 施策2-6 施策の目指す姿	2-6-3沿道サービス施設の誘導 沿道サービス施設の誘導について、開発許可件数が指標となっていますが、これから整備が始まる上尾道路に関しては、北本市のもともと豊かな自然環境が残る西部地域での開発となるので、環境には十分配慮が必要だと思います。単に開発許可件数が多い方がよい、では、正しいまちづくりの指標とはならないと思います。	事業化された上尾道路については、基本構想の土地利用構想において、沿道サービスゾーンとして位置付け、道路整備の進捗に応じて、沿道サービス施設や流通業務施設等の誘導を図ることを土地利用の方向性として定めているため、当該基本事業においては、適切な指標であると考えています。 一方で、御指摘のとおり、環境への配慮が必要であることから、施策2-5環境に優しいまちづくりの推進の施策を取り巻く環境変化と課題において、「今後予定されている上尾道路の整備にあたっては、関係機関との連携を密にし、周辺に広がる豊かな自然環境との調和を図ることが重要です」と記載しています。 施策2-6において、「自然環境と生活環境の調和の取れた計画的な土地利用を推進すること」を目指す姿としていることからも、バランスのとれた土地利用を推進してまいります。	都市整備部 都市計画課 建築開発課
39	施策2-6 施策を取り巻く環境変化と課題 基本事業2-6-2、2-4-4	P35 施策を取り巻く環境変化と課題、基本事業 2-6-2 商業・業務地の整備 現行の第五次後期計画で記載のあった「南部地域での開発等を誘導し、交通・交流拠点（駅等の可能性）について検討します」の記述がなくなったが、新駅設置を期待した市街地がすでに形成されており、高齢化も進み交通・交流拠点の必要性はむしろ増している。新駅に替わる交通・交流拠点が必要ではないか。2-6-2は引き続き重点とすべき。	当該地域は、基本構想の土地利用構想において、圏央道や側道の整備により、周辺に商業施設が集積し、にぎわいが高められたこと、大型物流施設の竣工や新駅の設置が現状では白紙であること等を踏まえ、商業・業務ゾーンから除外し、新たに「市街地形成推進ゾーン」として位置づけ、久保特定土地区画整理事業及び当該事業に関連する基盤整備を重点的に進めていくこととしています。このため、基本計画においても2-4-4土地区画整理事業の推進を重点事項としています。	都市整備部 都市計画課

NO	該当箇所	基本計画（案）に対する意見	市の考え方	担当課
40	基本構想 土地利用構想 施策2-6	<p>中丸南部土地利用検討・誘導ゾーンについて。</p> <p>現況を調査して頂ければ明らかですが、当該地域の約80%が耕作放棄地又は、耕運機で土起こしをするのみで、全く農作物を植えておりません。</p> <p>そのため、冬から春先には強風により砂塵が舞い、また大雨時には土砂が公道・側溝に流れ込む状態です。</p> <p>従って、農地として優遇する必然性が有りませんので、早急に市街地に編入すべきと考察致します。</p>	<p>中丸南地区は、都市計画マスターplanにおいて新たな土地利用やまちづくりを検討すべき地区となっていることから、令和6年度に土地利用可能性検討調査業務を行いました。</p> <p>本市は人口が減少していることから住宅地の市街化区域編入が難しい状況となっているため、市街化調整区域で可能な土地利用の検討を行い、中丸南地区は、第一種低層住居専用地域に囲まれ、低層住宅地の適性が高いことから、周辺と一体となった居住環境が整備された低層低密度の住宅地としての土地利用を図ることが望ましいとの結果が出たことを受け、今後、土地利用に向けて検討を進めてまいります。</p>	都市整備部 都市計画課
41	政策2 施策2-6 施策の目指す姿 基本事業2-4-2	<p>政策2 安心安全な自然と共生するまち</p> <p>自然と共生するとは広報きたもと10月号に掲載のあった里山という概念です。ただ、この計画にではゾーニング案として市街地の自然を保護せず、西側の資源を残すことになります（線路とデーノタメ以外）。北本の雑木林のある街という本にもありますが、この本にある雑木林のある街とは市街地に自然があることを指しています。この貴重な自然を残す整備が進んでいません。それは広報きたもと10月号にも掲載されていましたが、相続税が原因かと思います。何もしないでみているだけではなくなってしまうので、[特別緑地保全地区]のような制度を目指して、積み立てに行くのも一つだと思います。この市街地の雑木林がなくなってしまったら、北本の魅力もほぼなくなります。また、民地の近い自然環境の管理方法、定期的な間伐なども必要だと思います。余談ですが、神奈川の真鶴の美の基準が参考になります。北本市も視察に行つたと聞きましたが、ぜひ雑木林のある街の本を美の基準としてほしいです。</p> <p>最後にこのみどりとの共生ですが、先も述べたように自然を大事にするは自然をそのままにするではなく、利用することで自然と共生して行く、つまり里山の概念をきちんと北本市民に知つてもらう活動が、今後の目指す街のあり方を実現する方法かと思います。例えば駅前のコナラはもう伐採時期なので、萌芽更新させ、snsなどで投稿しながらたくさん的人に雑木林の管理を知つてもらうのもいいと思います。伐採した木はくじら雲に薪にしてもらいイベントで利用する。駅前の木を切るのはかなりインパクトあります、それが実は里山の管理では当たり前という発信で注目を呼ぶ。ムクドリもこなくなりますし笑。</p> <p>私もできることがあれば協力したいと思います。北本市に期待しております。</p>	<p>御指摘のものは、土地利用構想における環境保全・交流ゾーンと推察します。これは、本市の魅力である北本自然観察公園、北本市野外活動センター、高尾さくら公園、荒川等の豊かな自然環境やデーノタメ遺跡等の歴史的資産等を活用し、市民と来訪者の憩い・交流の場として環境整備に努めることとしているものです。施策2-6において、「自然環境と生活環境の調和の取れた計画的な土地利用を推進すること」を目指す姿とすることからも、バランスのとれた土地利用を推進してまいります。</p> <p>また、市街地の自然を残す観点では、中央緑地において、萌芽更新を実施することで、雑木林を適切に管理するとともに、周知看板の設置や「雑木林に親しむ集い」の開催などにより、市民の皆さんに雑木林の魅力を感じていただけるよう努めているところです。引き続き、基本事業2-4-2公園の整備活用と緑地の保全・活用などの基本事業を通して、取組を進めてまいります。</p> <p>なお、基金の積み立てや自然環境の管理については、個別の事務事業を実施する中で検討してまいります。</p>	都市整備部 都市計画課 市民経済部 環境課

NO	該当箇所	基本計画（案）に対する意見	市の考え方	担当課
42	政策2 施策2-6 基本事業2-5-1、2-6-3	政策2で「安心・安全で自然と共に存する住みやすいまち」としているが、北本市の土地利用構想では、上尾道路の西側地域は環境保全交流ゾーンと沿道サービスゾーンが重なっている。この政策目標を達成するには、基本事業の取組として、「大規模道路建設によって日常の人の行き来が東西に分断されることなく、豊かな里山環境を生かし、人と人そして人と自然が交流する環境共生型道路事業を国に提案し実現を図る」を追記していただきたい。	御提案いただいた内容は、基本事業2-5-1自然環境の保全・活用や基本事業2-6-3沿道サービス施設の誘導などの複数の基本事業に該当しますが、個別・具体的な事項として事務事業を実施する中で検討してまいります。 なお、施策2-6バランスのとれた土地利用の推進の目指す姿に記載のとおり、自然環境と生活環境の調和の取れた計画的な土地利用を推進してまいります。	都市整備部 建設課 市民経済部 環境課
43	施策4-1 成果指標	P51 25歳から39歳までの社会増減 基準値182人 ⇒ 目標値“一” 目標設定がないので数値設定を行うべきと考える。目標があると計画立案・実行に責任が出てくる。	人口の社会増減については、様々な要因により影響を及ぼすものであるため、実現性のある数値目標の設定が難しい側面もありますが、当該指標については、シティプロモーションのメインアプローチとしてターゲットを絞っており、取組の実効性を高める観点からも 目標値を200人に改めます。	政策推進部 市長公室
44	施策4-2	東11地区は空き家や農地耕作放置状態（雑草対策のため耕作しますが）です。近年、温暖化で作物を作っても暑さのせいで販売できる商品にならない、規格外の割合が多い、高齢化や耕作のために農機具を揃えたりすると利益がない等の理由で地域環境として活気が出ない。 東11地区は、駅から体育センターに行く沿道で宮内スポーツ広場もあり、株式会社で農業を行い、無理の無い程度で農産部をつくり、販売し、宮内スポーツ広場を有効活用し、ソフトボール競技の親の観戦場所や熱中症防止のための避難場所（コーヒー店）をつくり、規格外農産物の販売、高齢者の集える場所を提供、また、農産物のなかでもネモヒラやコキア等の花を植え、北本市の東地区の観光農園の計画に対し、許認可及び観光、地域活動の活性化に協力頂けないか相談したい。	御意見をいただきました農地の活用や観光農園の計画に関する事項、地域活動の活性化に関する内容については、施策4-2地域産業の振興に関連する内容と推察いたします。 具体的な対応については、該当地域・地区の状況等に応じて検討する必要があることから、別途産業観光課に御相談ください。	市民経済部 産業観光課

NO	該当箇所	基本計画（案）に対する意見	市の考え方	担当課
45	基本事業4-2-1、4-2-2、2-6-1	<p>意見の中心内容は、「北本の農業の発展」を重点として位置付けること。施策2-6-1「有料農地の保全」の「主な取組」の中に、「遊休農地の保全と活用」を加えること。すでに掲げられている「農業の多面的機能の維持」と重なる内容もあるが、特に「遊休農地」が問題を起こしていることから、緊急の課題として特に取り上げてもらいたい。遊休農地の問題とは、農家の方は、不耕作のうちに雑草を生やさないために、頻繁にトラクターをかけています。しかし、それが土地の劣化を招いています。土が細かく碎かれ、乾燥すると、風に飛ばされ、道路や住宅の中に飛んできます。反対に、大雨が降ると、泥が流され、道路端にたまつたり、側溝を詰まらせたりします。土は、植物とともに生きた存在でなければなりません。微生物や土中生物が、植物から栄養物を供給されて繁殖し、そのお返しとして、植物に養分を供給するという、共生関係を築いています。また、土中の微生物は、二酸化炭素を土中に蓄える働きもしています。温暖化防止の役目として注目されています。それが、何度もトラクターで切り刻まれると、その働きが壊され、無味乾燥な死んだ土となってしまいます。土地が、農地として活用されるのが、最も望ましいことですが、農業の発展させるには時間がかかる課題です。そこで当面は、遊休農地に何らかの植物（土を保全するためのカバープランツ、あるいは景観作物）などを栽培し、土壤の流出を食い止めるための施策を施して欲しいと思います。北本の農業を盛んにすることをめざしつつ、植物と土の持つ自然環境保全の役割を重視した取り組みをお願いしたいと思います。</p> <p>SDGsの目標で言えば、目標11：持続可能な都市、目標13：気候変動の軽減、目標15：陸の生態系保護・回復・持続可能な利用、土地の劣化の阻止・回復、生物多様性、などに関わっています。</p>	<p>本計画においては、本市の農業の発展に向けて、基本事業4-2-1付加価値の高い地域産業の推進及び基本事業4-2-2地域産業によるにぎわいづくりを重点事項として設定し、就農支援や生産品の販路拡大、事業承継等の支援を行うこととしています。</p> <p>また、遊休農地の保全と活用については、基本事業2-6-1優良農地の保全の中で主な取組として盛り込んでいる「農地の利用集積」及び「農業の多面的機能の維持・発揮に向けた保全活動の支援」に取り組むことにより、優良農地を保全して農業の生産性を向上することで、遊休農地の減少につなげたいと考えています。</p> <p>また、遊休農地の土地利用に関する御提案については、導入する土地の利用状況等により個別の対応が必要となりますので、取組を進める中で検討してまいります。</p>	市民経済部 産業観光課
46	施策5-1 成果指標	P61 平和活動の推進に満足している市民の割合 基準値“—” ⇒ 目標“↗” この目標値設定は数値化（%）するべきと考える。市民アンケート実施で数値化できると考える。	当該指標については、本計画において新たに設定した指標であるため、基準値の算出ができません。御指摘のとおり、今後、市民アンケートにおいて数値化していくため、基準値を“—”とし、数値の向上に向けて取り組むべく“↗”としています。	市民経済部 市民課
47	施策5-1 基本事業5-1-1	平和啓発事業について、毎年平和の集い等いくつか事業が行われているが、市議会で核兵器禁止条約の件の請願が可決されたことに伴い、非核平和実現のため、子どもたちへの平和教育、たとえば広島への子どもの派遣事業、平和行進の事業化、などかつてあった取り組みを復活させるなど、ふるさと納税などを活用し、他市に先んじて平和都市北本をアピールして欲しい。	御意見を踏まえて、個別の事務事業を実施する中で検討してまいります。	市民経済部 市民課

NO	該当箇所	基本計画（案）に対する意見	市の考え方	担当課
48	施策5-2 成果指標	P63 地域活動に参加している市民の割合、国際交流・異文化交流を経験した割合の2つの指標いずれも目標値が“↗”と表記されている。これも%数値化（市民アンケートより）出来ると考える。	地域活動に参加している市民の割合については、現行計画でも成果指標として設定しており、基準値（令和2年度）34.2%であったところ、令和6年度は24.2%と減少傾向が顕著な状況であり、実現性のある数値目標の設定が困難です。一方で、基本事業5-2-1地域活動の推進を重点事項としていることからも、「数値の向上を目指すもの」とした考え方のもと、その姿勢をお示しするべく“↗”としています。また、国際交流・異文化交流を経験した割合については、本計画において新たに設定した指標であるため、基準値の算出ができません。御指摘のとおり、今後、市民アンケートにおいて数値化していくため、基準値を“－”とし、数値の向上に向けて取り組むべく“↗”としています。	市民経済部 くらし安全課 教育部 生涯学習課
49	施策5-2 施策を取り巻く環境変化と課題	P63 施策を取り巻く環境変化と課題 5つめの〇 「円滑な地域活動を維持していくよう、地域社会における多文化共生が求められます。」は記述として不足していないか。まずは外国人に日本の文化や生活習慣を学ぶ機会や情報を提供する必要があるのではないか。	施策を取り巻く環境変化と課題では、近年、外国人が増加し、今後もその傾向は続いていることが見込まれること、市民からも外国人との共存に関する意見が多く寄せられたことから、外国人が地域で暮らしていくために多文化共生が求められている旨を表記したものです。 多文化共生を推進するためには、外国人に日本の文化や生活習慣を学ぶ機会、情報を提供することは重要であると認識することから、主な取組に「交流機会の創出」「生活情報の多言語化」「多文化共生に資する市民活動への支援」などを盛り込んでいます。	政策推進部 政策推進課 教育部 生涯学習課
50	基本事業6-2-4 指標	P72 基本事業 6-2-4 適正な選挙事務の執行 指標「選挙への関心がある市民の割合」→年齢別の投票率を公表し、指標とすべきではないか。	投票率は、選挙の種別や争点、候補者の顔ぶれなど様々な要素が投票率に影響するため、より適切な指標として、「選挙に関心がある市民の割合」を毎年の市民アンケートで取得することとしています。	選挙管理委員会 事務局
51	施策6-3 施策を取り巻く環境変化と課題	P73 施策を取り巻く環境変化と課題（5つめの〇） デジタル技術の活用は国が示すとおり「住民の利便性の向上」が主目的である。市としても主目的は利便性の向上であることを、施策の目指す姿に明記すべきではないか。	デジタル技術の活用を通しての「住民の利便性の向上」は重要な要素であることから、施策の目指す姿の表記を「 <u>また、公共施設の適正配置等により効果的かつ効率的な行財政運営を推進するとともに、デジタル技術の活用により市民の利便性の向上及び業務の効率化を図ります。</u> 」に改めます。	政策推進部 政策推進課

NO	該当箇所	基本計画（案）に対する意見	市の考え方	担当課
52	施策6-3 成果指標	P73 公共施設延床面積の削減率 $\triangle 0.4\% \Rightarrow 4.0\%$ 公共交通の延伸及び拡充ありきで目標数値化すべきと考える。そういう目標なく、ただ延床面積削減だけでは市民生活混乱をきたすだけ。	将来的な人口減少を見据え、公共施設の統廃合等を進める中で、誰もが拠点に移動できる公共交通網の形成が求められています。この点については、基本事業2-3-1市内公共交通の確保を重点事項とし、公共交通ネットワークの形成や地域公共交通計画の策定に取り組むとともに、日常生活の中で公共交通が便利であると思う市民の割合を施策の成果指標として設定しています。	政策推進部 政策推進課 市民経済部 くらし安全課
53	基本事業6-3-3	P74 基本事業 6-3-3 健全な財政運営 「公債費等の後年度負担が抑制され」という基準は明らかにおかしい。重要なことは単に抑制することではなく、適切に管理（特に平準化）することではないか。	健全な財政運営を行う上で重要なことは、単に公債費を抑制することではなく、適切に管理することであるため、目指す姿を「 <u>将来負担を見据えて公債費が適切に管理され、市民サービス向上のための事業に必要な財源が確保されています。</u> 」に改めます。	政策推進部 財政課
54	基本事業6-3-4	P74 基本事業 6-3-4 歳入の確保 「課税業務が適正に執行され」←むしろ本市の課題は納税業務であり、納税業務も含めるべきではないか。 指標「市税収納率」←まずは「課税額」ではないか。	課税業務と同様に収納業務も重要であることから、「 <u>課税・収税業務が適正に執行され</u> 」に改めます。 また、指標については「市税収納率、市税収納未済額」と記載していますが、前提となる課税額につきましても推移や推計、一人当たり課税額等を踏まえつつ歳入の確保に取り組んでまいります。	総務部 税務課
55	基本事業6-3-6	P74 基本事業 6-3-6 自治体DXの推進 第5次後期計画では「A I・R P Aの利用促進」が明記されていたが、R P AだけでなくA Iまで削除されたのはなぜか。DX推進に当たり少なくとも「A Iの活用」は必須であり、残していただきたい。	自治体DXの推進にあたりA Iの活用の重要性が高まっていること、また、自治体DXの推進は「I C Tの活用」が前提となっている現状にあることから、主な取組の「I C Tの活用」を「 <u>A Iの活用</u> 」に改めます。□	政策推進部 政策推進課
56	各箇所	目指せ日本一、子育て応援都市宣言 → めざせ日本一 の間違い（全て）	「 <u>めざせ日本一、子育て応援都市</u> 」に改めます。	-
57	全般	大上段の計画名がふんわりしていてわかりにくい。目的の政策がどこにあるか、すぐわからない。使われている言葉が非常に抽象的なのは印象的。	総合振興計画は、市の最上位計画として、まちづくりの方向性を定める計画であり、他の個別計画の上位に位置付けられていることから、その内容は抽象的な表現が多くなっています。 市民の皆様にわかりやすいものとなるよう、基本事業の主な取組や指標については、可能な限り具体的なものを盛り込むこととしています。より具体的な内容については、それぞれの個別計画を策定し、実施してまいります。	政策推進部 政策推進課